

○稲沢市一般競争入札実施要綱

平成19年6月1日

施行

改正 平成30年4月1日

令和元年7月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

稲沢市一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、稲沢市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）及び工事関係委託（あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務）の一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事及び対象業務）

第2条 一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）及び委託（以下「対象業務」という。）は、次に定めるものとする。ただし、市長が一般競争入札によることが適当でないとするものについては、この限りでない。

(1) 建設工事で設計金額が2,000万円超のもの

(2) 工事関係委託（樹木等管理業務を含む。）で設計金額が1,000万円超のもの

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要に応じて決定するもの
(入札の公告)

第3条 一般競争入札の公告は、稲沢市契約規則（昭和57年稲沢市規則第37号。以下「規則」という。）第7条及び第8条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 一般競争入札参加申出書（様式第1。以下「参加申出書」という。）
の提出方法及び提出場所

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2）及び入札参加資格
確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及
び提出場所

(3) 落札者決定方法

2 前項に規定する公告は、稲沢市公告式条例（昭和30年稲沢市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場所への掲示及び稲沢市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を備えている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 規則第5条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 入札公告日から入札日までの間において、稲沢市指名停止取扱要

領（平成16年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (4) 対象工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査による総合評定値が別表に定める内容を満たしていること。
- (5) 対象工事について、同種又は類似工事の施工実績を、対象業務について、同種又は類似業務の履行実績を有すること。
- (6) 対象工事について、建設業法第26条の規定に基づき主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
- (7) 対象業務について、適正な技術者を配置できること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める要件を満たしていること。

（入札参加申請）

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、参加申出書を公告に記載の提出期限までに市長に提出しなければならない。

（開札）

第6条 開札は、公告で指定した日時及び場所において行うものとする。

- 2 市長は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、第10条の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。
- 3 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）

を決定するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第7条 入札保証金及び契約保証金は、規則の規定によるものとする。

ただし、規則第32条第3号の規定は適用しない。

(入札の取りやめ等)

第8条 規則第17条及び稲沢市入札者心得書第14条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、入札を取りやめ、中止又は延期することができる。

(1) 入札参加者が2者に満たないとき。

(2) 談合についての情報があつたとき又はその疑いがあるとき。

(確認申請書等の提出)

第9条 市長は、開札後、次条の規定により落札者が決定するまで、落札候補者から順に確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、当該確認申請書等の提出を求められた日から起算して3日(市の休日(稲沢市の休日を定める条例(平成元年稲沢市条例第16号)第1条第1項各号に定める日)を除く。以下同じ。)以内に確認申請書等を市長に提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を市長に提出しないときは、当該落札候補者を不適格者とし、次順位者に確認申請書等の提出を求めるものとする。

(入札参加資格要件の審査)

第10条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により確認申請書等の提出があつたときは、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格

の要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該資格の要件を満たしている場合は落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。この場合において、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項又は第3項に規定する確認申請書等の提出があつた日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件の審査結果は、一般競争入札参加資格審査結果調書（様式第3）により取りまとめるものとする。

（落札決定の通知等）

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知しなければならない。

2 市長は、第9条第3項の落札候補者を不適格者としたとき、又は前条第1項の審査の結果により落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第4）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、その理由について市長に対して書面により説明を求めることができるものとする。

4 落札者以外の入札参加者に対する通知は、入札結果を行政情報コーナー及びホームページに掲載し、閲覧に供することにより通知したものとみなす。

(適用関係)

第12条 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)を利用した入札を行う場合の取扱いは、稲沢市電子入札実施要領(平成19年11月1日施行)の規定を優先するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

一般競争入札参加資格基準

区分 工種	設計金額	地域要件	総合評定値
土木一式 工事	2億円以上	愛知県内に契約を締結する本店、支店又は営業所があること。	稲沢市内 1,200点以上 稲沢市外 1,300点以上
	2億円未満1億円以上	愛知県一宮建設事務所管内に契約を締結する本店があること、又は稲沢市内に契約を締結する支店若しくは営業所があること。	稲沢市内 900点以上 稲沢市外 1,000点以上
	1億円未満4,000万円以上	稲沢市内に契約を締結する本店、支店又は営業所があること。	700点以上
	4,000万円未満2,000万円超		600点以上
建築一式 工事	5億円以上	愛知県内に契約を締結する本店、支店又は営業所があること。	稲沢市内 1,200点以上

		稲沢市外 1,300点以上
5億円未満2億5,000万円以上	愛知県一宮建設事務所管内に契約を締結する本店があること、又は稲沢市内に契約を締結する支店若しくは営業所があること。	稲沢市内 900点以上 稲沢市外 1,000点以上
2億5,000万円未満9,000万円以上	稲沢市内に契約を締結する本店、支店又は営業所があること。	700点以上
9,000万円未満2,000万円超		600点以上

(注) 地域要件については、入札参加可能業者数を考慮し拡大することができるものとする。この場合の総合評定値は、稲沢市外に契約を締結する本店、支店又は営業所があるものについては、100点加算する。

「その他建設工事」一般競争入札参加資格基準

工種	区分	設計金額	総合評定値
舗装工事		1億円以上	1,200点以上
		1億円未満2,000万円	700点以上

	超	
その他工事	1億円以上	1,000点以上
	1億円未満2,000万円 超	600点以上

(注) 地域要件については、工事案件ごとに設定するものとする。この場合の総合評定値は、稲沢市外に契約を締結する本店、支店又は営業所があるものについては、100点加算する。